

白河市自治基本条例を考える市民会議設置要領

(設置)

第1条 白河市自治基本条例（以下「条例」という。）の制定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、白河市自治基本条例を考える市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 条例素案の内容を検討し、その結果をとりまとめ市長に提言を行うこと。
- (2) 条例素案の内容を検討するにあたり、市民の意見を聞くための活動を行うこと。

(組織)

第3条 市民会議は、31人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者（第1号委員）
- (2) 市民からの公募による者（第2号委員）
- (3) 各種団体等の推薦を受けた者（第2号委員）
- (4) 市職員（第3号委員）

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了するまでとする。

(座長及び副座長)

第5条 市民会議に座長1人及び副座長1人を置く。

- 2 座長は、第3条第1号に定める者をもって充てる。
- 3 副座長は、委員の互選により定める。
- 4 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、市民会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(報償金)

第7条 市民会議の第1号委員及び第2号委員には、予算の範囲で報償金を交付する。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

白河市自治基本条例を考える市民会議

第1回 平成23年7月15日

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、第2条に規定する事務が終了した日にその効力を失う。